

# 公益財団法人高知県文化財団特定個人情報等安全管理基本方針

平成 28 年 1 月策定

## 1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

財団では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において番号法に定める個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び取扱規程を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### ○ 対象範囲

本基本方針が対象とする財団の実施機関は、美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館、埋蔵文化財センター及び総務部とする。

## 2. 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

### (1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等<sup>(注)</sup>を遵守するものとする。

(注)法令等とは次のものを含む。

- ・番号法
- ・高知県個人情報保護条例（平成 13 年高知県条例第 2 号）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・公益財団法人高知県文化財団個人情報保護規程
- ・公益財団法人高知県文化財団特定個人情報等取扱規程

### (2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

### (3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ明確にされた取扱目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄するものとする。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。

### (4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先

を含む。)において、番号法に基づき実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(5) 継続的改善

特定個人情報等取扱規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

3. 問い合わせ先

高知県文化財団総務部 電話 088-866-8013